

第6回滋賀県男女共同参画審議会 会議概要

1 開催日時・場所

令和7年11月18日(火)10時00分～11時30分

滋賀県庁東館7階大会議室

2 出席委員(五十音順、敬称略)

井上伸一、奥村仁史、桐畑絵里、田中秀樹、谷口麻起子、塚本利幸、沼波洋子、橋本夏音、平山正樹、藤野敦子、正木大輔、三田村美江、山崎いずみ

3 議題

(1)年次報告について

4 議事概要

(1)年次報告について

資料に基づき、事務局から説明。

(委員) DVの相談窓口がわかりづらいみたいなお話があったが、実際どのように相談窓口が設置されているのか教えて欲しい。

(事務局) DV相談の窓口について、まず、男女共同参画センターで相談窓口を設けている。その相談窓口には、「総合相談」として電話相談や、面接相談、さらに「専門相談」として、DV相談、法律相談、男性相談等を行っている。県内全体では、「配偶者暴力相談支援センター」を県内3か所に設けており、中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、そして男女共同参画センター、と3か所であるが、それら相談機関が連携して対応しているところ。加えて、国が実施している「DV相談プラス」という、24時間の電話相談や、メール、チャットでの相談もあり、市町や、県の関係機関、県内各地の男女共同参画センターを中心に相談窓口の周知しているところではあるが、十分でないところもあるので、周知を徹底していきたいと考えている。

(委員) 本当に困っている人が、例えば、家に引きこもっていてどうしていいかわからない状態で、手元にスマホだけがあるとしたときに、何を検索したらそういう窓口が出てくるのか教えてほしい。わかりやすくしておかないと、その窓口まで届かないと思う。

(事務局) 男女共同参画センターでは、令和4年度からSNS相談を庁内連携して実施しているところ。そういったLINEの相談窓口があるということ、ホームページを通じての周知や、カードの配布をしているところ。県のホームページで検索していただくと、相談機関一覧が表示されるといったことはしているが、すぐに窓口につながるような工夫していきたいと考えている。

(委員) 例えば、滋賀県のトップページでキーワードを入れたら相談窓口につながるというチャットボットなどもあるかと思うので、そういったことも活用し、なかなか出て行けない方に届くような情報提供をお願いしたいと思う。

(委員) 15ページの「各分野における男女の地位平等感」で、「女性が優遇されている」と思う人は、どの分野でも一割にも満たない割合になっている。男女平等が進んでいるとかいう声を聞くことも多く、男性もしんどいと思う機会が増えたが、実際アンケートを取ると1割も満たない、やっぱりまだまだというのが可視化されるというのは、意外だと感じた。

37ページの125番、「若い世代からのジェンダー平等推進事業」、「課題と今後の取組」のところで、「ジェンダー平等ミーティングが持続可能な取組となるよう」と書いているが、これは基本ずっとやっていく前提なのかを聞きたい。こういうことに学生のうちから触れるというのは、自分の将来、自分の人生、パートナーとどうありたいかを考える上で、非常に有益なことだと思っている。若い頃にこういう意識を持つ機会を提供できている滋賀県というのは非常にすごいと思うので、ぜひ続けていただきたいし、拡大していただけるとよい。これが滋賀県独自なのか全国的にこういう取組をしているのかを教えてください。

(事務局) 若い世代の取組について、滋賀県は全国の中では先駆けてやっている方である。元々、令和3年度に若者を対象とした取組を始め、徐々に広がりを見せ、毎月1回は学生さんも含めて、夏休みであれば、小学生、中学生も参加して同じテーマで意見交換をするという取組を続けてきた。「同世代のいろんな人の声を聴くことで、自分の選択肢や視点を広げられる」という声があり、有益なことだと考えており、今後も続けていきたいと考えている。

(会長) 若い世代が、男女の関係性をはじめとする人と人との関係性やジェンダー平等を学ぶことは重要であるが、あわせて、妊娠・出産に関する知識、自

分自身の健康、ライフデザインなどを学ぶことも、ますます重要になってきている。こうしたことを学ぶ取組は、現在「プレコンセプションケア」として各自治体が力を入れ始めていると認識しているが、滋賀県における取組状況はどうか。

(事務局) プレコンセプションケアの推進は、昨年、淡海子ども・若者プランを策定した中でも、大事な部分として位置づけられているところ。その前から、保健医療計画においても位置づけて実施をされている。近年、たしかに注目を浴びてきている。令和8年度の当初予算の話なので、今財政当局と予算要求の調整をしているところであり、詳細は今後、適切な時期に公表させていただきたいが、引き続き、数ある取組の中でも重きを置いて取組を進めていくものかと認識している。

(会長) 周産期死亡率の上昇について、高齢出産の増加等の影響を含め、主な要因は分析・把握されているか。

(事務局) 周産期死亡率を調査した翌年に、一つ一つの事例がどうなっているのかを調べる詳細調査をされると聞いており、現時点ではどういう因果関係があって周産期死亡率が5.1まで上がったのかわからないところ。令和5年度についても3.9に数字が上がっているが、その詳細調査をされたところ、昨今言われているような、晩婚化に伴う出産の高齢化や、周産期医療体制が十分でないといったことと、本県の周産期死亡率の因果関係までは確認ができていない。具体的な対策も含め、引き続き、どういうことができるのか、今後、担当部局にて対応を検討していくということを聞いている。

(会長) 今後プレコンセプションケアを進めるに当たっては、こうした関連情報も踏まえ、必要な情報を適切に提供していくことが良いように思った。

(事務局) 高齢出産の影響などを広く周知をしていくことや、そもそも妊娠・出産というのは一つの選択肢であり、するかしないかも含めて、自分の人生をどう設計するといったことがプレコンセプションケアの一番大事なところだと思うので、幼少期の頃からの取組を進めるなど、引き続き取組を進めていきたい。

(委員) 一点目、43ページの「ひとり親家庭福祉対策事業」で、「ひとり親家庭福

祉推進員の配置」とあるが、推進員の任期はどれぐらいか。ひとり親が立ち直って、就職も決まり、家庭が落ち着くのに最低3年はかかると思う。そういった方がずっといてくださるとすごく、精神的にも安心するし、そういった方が突然いなくなると喪失感もあるので、どのように決めているかお聞きしたい。

二点目、全体を通して、働いてください、こういう仕事がありますが頑張ってくださいという支援はすごくたくさんあると感じるが、家庭と子育て、介護を抱える方もいて、働き出した後、ワーク・ライフ・バランスを考えたときに、ワーキングママだったら、家のことを放ったらかしになる人もいる。36ページの103番「地域子育て支援事業」や117番「G-NET カフェ」など、子育て、保育の支援等は結構充実してきたものの、滋賀県は、家事代行サービスなど、民間のサービスを受ける方がとても少ない、と家事代行の仕事をしていて肌で感じている。そうしたことを福利厚生としてされている企業もあり、滋賀県里親会では、お母さんのリフレッシュのためにお子さんを預かってもらえるサービスもある。ワーク・ライフ・バランスを推進している県として、働くことばかりでなく、働いた後のサービスも利用しながら頑張ってくださいね、といったサービスがあることをきちんと周知していただく方が、親切なサービスの進め方かと思う。

三点目、私達、保護司は、被害者を生まないために防犯をしている。「あらゆる男女間の暴力」のところで、被害者のことばかり書いてあり、今、地域格差も課題になっているが、犯罪被害者を生まないため、犯罪を起こさないための未然の教育が大事なので、そういった地域連携がまだ十分でないところを県として支援していただけると、そういうことも進むのではないかと思う。

(事務局)

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員の任期については、後ほど、確認してお伝えする。令和7年度の「ひとり親家庭のしおり」によると、滋賀県独自の制度として設置をしており、全国一律ということではない。母子家庭・父子家庭の身近な相談相手を地域ごとに配置をしているということで、ひとり親家庭サポート定期便を年に3回、ご自宅にお届けをさせていただいた際に、皆様にお話を聞かせていただいて支援をする制度として作られているのかと思う。働く場の支援は結構しているところであるが、家庭、育児・介護との両立というところが非常に大きな課題と考えている。働く場においても両立をしながら進めていけるように、企業さん、働いている方を対象にしたセミナーを行っているところ。

あわせて、家事代行サービスという選択もあるということをお伝えしたいということもあり、本日、配布したチラシ、「職場の未来デザイン！チャンネル」として、今年度、5つのテーマで15分～20分程度の動画を作成した。そのうちの一つのテーマとして「家事シェア編」の動画を作成し、広めていきたいと考えている。家事代行の事業者さんもまだ滋賀県では少ないと思うが、徐々に選択肢の一つとして考えられるようになると、少しでも仕事との両立がしやすくなると考えている。

今日の資料でも、被害者支援のところが多いいということであるが、そういった被害者にならないために、まずは、被害者を生まない、加害者にならないための教育が非常に大事と考えている。男女共同参画センターでは、デートDVの出前授業を行っており、また、教職員向けに、夏休みの期間を利用して、デートDVの講座を実施しているところ。まだまだ参加者は教職員の一部ではあるが、継続して広げていきたいと考えている。

地域連携も非常に大事と考えており、まずは市町の担当の方に現状を共有しながら、しっかり知識を得て、どのように各市町で進めていっていただけるかということを広げていこうとしているところ。

ひとり親家庭福祉推進員の任期について、2年、資格基準は、「ひとり親家庭等の福祉に理解と熱意を有し、社会的に信望があり、積極的な活動を期待できる者。原則として65歳未満の者。ただし、再任の場合はできる限り75歳未満の者」と要件が定められているところ。福祉の制度として位置づけがされており、個人の事情によっては、推進員さんが替わるということもあるのかと思う。本県としても、引き続き、継続的にやっていただけることが望ましいとは思いますが、人が替わっても、制度として適切に支援ができるよう、一人ひとりの安心感に寄り添えるような形にしていきたいと思います。推進員さんが替わることに不安感を抱かれるということについては、大切な意見として賜り、事業に生かせるように担当課にその旨お伝えをさせていただきたい。

(委員)

まず1点目、37ページの「青少年向け啓発」について、副読本の活用率が低いなという印象を持った。以前も少しお聞きしたかもしれないが、教育委員会との連携がまだまだであれば、もう少し積極的に教育委員会と連携されるのはいかがかと思った。

2点目は、14ページ、「男女の不平等を感じる」ところに「地域社会」という記載があり、12ページに「男は仕事、女は家庭を守るべき」という意識の記載があり、13ページにその年齢別の記載がある。11ページを見ると、「女性が代表または副代表を務める自治会の割合」があるが、明らか北部の方

が低い。男女共同参画に関する県民意識調査をされているので、地域別データが出せるのかなというのが気になった。地域別データを出すと、北部の方が、「男は仕事、女は家庭」という意識が強いというデータがもしかしたら出るかもしれないと思った。データはお持ちなのでそういう形で出されるといかがかと思った。南部の方は、女性が代表・副代表を務める団体が結構多い。北部と南部では、生活されている方の世代の違いが大きいと思う。北部は年配の方々が住まれている方が多いので、男性優位の意識をお持ちの方々がも多いのかかもしれないと思った。

13 ページ見ると、明らかに男女共同参画意識のボトルネックになっているのは、50 歳以上の男性。北部の方は、高齢男性が多いから地域参加における不平等感も高く、男性優位の社会が築かれているみたいなのがもしわかったとしたら、EBPM の観点からも、どこにメスを入れるかということに繋がるので、分析されたいかがかと思う。

3 点目は、36 ページの 95 番の「イクボス宣言企業登録」について、滋賀県でイクボス宣言をしている企業・団体だと思うが、「企業・団体」なので「事業所」は含んでいないという認識でよいのか。事業所も含むとなると、滋賀県の特徴である大手企業の工場のトップの方もこのイクボス宣言の統計上の対象に含むとなり、登記上は滋賀県にないが、工場だけ立地している企業というのが、かなりインパクトを与えている可能性があるかと思った。どうい企業登録されているかも細かく見ていくというのも今後、施策を進める上でも重要かと思う。例えば、その地域の大きな企業や、関連会社をたくさん持っている企業、取引先が多い企業、要は地域のリーダー的な企業がイクボス宣言をしていたら、そこからの波及効果を狙えるような施策が取れるのではないかと思った。企業は、取引先や周りの企業の状況を結構気にすると思うので、そのリーダー的な企業が何かを進めているというのを地域の中で周知することによって、それが波及して地域の企業において、イクボス宣言企業がどんどん増えていくみたいなのが考えられると思う。どんな地域でどんな企業が宣言しているかがわかると、地場の企業に登録してもらうためには、どういう手を打ったらいいかという考えに繋がると思うので、どういった企業がイクボス宣言企業登録における統計上の母集団になっているのかお聞きしたい。

(事務局)

副読本の活用率について、コロナ禍前は、80%台はあったが、コロナ禍を経て活用率が落ちている。教育委員会とも非常に連携をさせてもらい、各校長会での呼びかけの他、教員の方が総合教育センターで色々と研修をさ

れる際にも、活用を呼び掛けている。また、夏休み期間に実施している教職員対象の研修でも活用を呼びかけているところではあるが、学校現場が非常に忙しいということもあり、まだまだ低い状態である。中学校版については、令和4年にデータでの提供に変えさせてもらったが、今後は、高校、小学校についても、データ化も検討していきたいと考えている。

イクボス宣言企業登録は、滋賀県が独自に行っている企業向けの取組で、平成27年度から実施しているが、各事業所単位で宣言していただける。建設業においては、入札の加点項目にもなっているということもあり、申請全体のうちの約半分が、建設業の企業さんという状況。県のホームページでイクボス宣言をしてくださったところを掲載しており、写真付きで宣言されている様子なども紹介しているところ。もっと市町と連携して、各事業所にも呼び掛けて盛り上げていきたいと考えている。

県民意識調査の地域ごとの状況について、エビデンスに基づいて施策を立案するということの重要性は認識しており、データの分析を進めているところ。圏域ごとに「男性は仕事、女性は家庭」について同感するかということについて、例えば、大津・湖南地域は、16%、18%ぐらいであるが、高島圏域では20.7%と、若干高いといった状況があるので、その数字をどう見るのかということがあると思う。一方で、この固定的役割分担意識に「同感しない」と感じているところは、例えば、大津地域等であれば、77%等であるが、湖西地域であれば66.7%であるということもあるので、年齢層など、分析の手法も工夫しながら、引き続き、施策にどう生かせるのか検討していきたいと思う。

(会長) 委員の中に校長先生もおられるので、教育現場における副読本活用の実際の状況をご共有いただければと思う。

(委員) 学校で5年生、特に6年生がキャリア教育の部分について参考にさせてもらっているが、今は、タブレットで動画を見て調べということも子どもの学習の一部となっている。いろんな教職員がおり、校長がこれを活用せよと伝えても活用の是非は様々。学校のカリキュラムでこの冊子を使うという項目が入れば、どの教職員も1時間はこの冊子を使って調べようと計画の中に入れるだろうというのが実情。

子ども達に配っており、いろんな会社があるのだと見ているが、これが男女共同参画かというのは、子ども達は意識せずに、こういう仕事があって、こういう人が頑張っているんだ、という意識で、大人が意図している部分で

はない視点で見ている。

DVの被害もそうであるが、小学校であれば、「友達を大事にする、自分自身を大事にする、相手のことに気が付ける」ということを培っていく。小学校で、DVはだめ、暴力はだめとか、もちろんそれは道徳や総合的な学習やで友達とのやりとりなどで人間関係について学習している。活用率を100にするのは、大変難しいが、男女平等という冊子でなくて、いろんな調べ学習のうちの一つに、例えば職業のことから、そのページに飛ぶとか、そういった使い方であれば、もう少し見る機会が増えるのかもしれない。

(会長) キャリア教育の中でジェンダー平等などが取り上げられる場合もあり、副読本を用いずに同様の取組を実施している先生もおられると理解してよいか。

(委員) それぞれの教員によるが、子ども達は副読本をもらったら、大体見ている。コードがついていたら、タブレットで見ているという状況。

(委員) 先日、出前講座に行って企業の建設業の方とイクボスについて意見交換をした際に、「イクボスが大事だということはわかっているが、管理職と若手との価値観のギャップがある」とか、「管理職が疲弊している」という声があった。資料で「イクボス宣言企業登録」の担当課が女性活躍推進課になっているが、採用や人材育成にも関係すると思う。女性活躍の分野だけでなく、他に広がりもあるのかが知りたい。

また、「イクボス」という言葉自体はどれぐらいこの一般社会で共通語になっているのか教えて欲しい。

次に、34ページの60番の「女性アスリート・指導者育成支援事業」とあるが、国スポ・障スポ大会はすごく大きい事業で、新しい風を吹かせる事業としてはすごく大事だと思うので、これをどう振り返るのか、取り組んだことの説明が何かあればよいと思った。

最後に、20ページの育児休業取得率の1ヶ月以上取得の割合の報告があったと思うが、企業規模別や業界別の分析はされたのか知りたい。

(事務局) まず、イクボスについて、厚生労働省で「イクボス」の普及を始められていたため、滋賀県でも早期に、平成27年に取り入れて、まずは知事が宣言し、それから企業さんに広げていこうということで取組をしている。女性活躍だけでなく、両立支援や働き方に関わることなので、商工観光労働部では労

働雇用政策課とも連携しながら取組を進めているところ。先週、県庁を会場に滋賀労働局さんと共催で「イクボスセミナー」を開催した。男性が育休取得している期間中の仕事をどのようにカバーするかといった話や、労働局からは、国の方で準備している様々な助成制度を活用してほしいという説明もあった。当課だけではなくて関係機関等とも連携して進めているところ。

育休の取得率について、毎年、県の労働雇用政策課が、従業員 10 人以上の事業所を対象に 1,000 社を抽出して労働条件実態調査という調査を実施している。取得期間が 1 ヶ月以上のところが 40.7%になっているが、事業規模では、100 人以上の企業がほとんどであり、30 人未満の企業では 0%。従業員規模が大きい事業所が長い期間取っている現状。

国スポ・障スポの取組について、今回は令和 6 年度の実施状況報告ということもあり、特出しているわけではないが、来年度の実施状況報告の際には、ご意見を踏まえて検討したいと思う。なお、39 ページの数値目標の進捗状況ところで、「国体女性監督者数」ということで現行のプランでも目標値を定めており、監督者数のうちの女性監督者数を把握しているところ。

男性育休取得率について、先ほど 30 人未満の事業所では、「1 ヶ月以上」の取得は 0%ということを示したが、訂正させていただく。29 人以下の事業所で、6 ヶ月以上取得されているところが若干ある。ちなみに 49 人以下のところは、「1 ヶ月から 3 ヶ月未満」取得されているところはあるが、「3 ヶ月以上」取得されているところは 0 である。やはり従業員規模に応じてというのは傾向としてはあると言える。

(委員) 育休の取得期間は調べられているようだが、取得時期が出産直後なのか、それとも後半に取ってらっしゃるのかというのは、データを取っているか。

(事務局) 出産後、どの時期に取得したかということまではわからないが、例えば、昨年の調査であれば、「過去 1 年間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日に従業員またはその配偶者で出産された人がいましたか」と尋ね、「そのうち、令和 6 年 6 月 30 日までに育児休業を取りましたか」と尋ねているので、その範囲で取得していることはわかるが、それ以降、どこで取得されたかはわからない。

(委員) 多分、出産直後が一番大変で、マタニティブルーとかになるのもその時期が多いので、その辺りで、配偶者と一緒に取得できるとずいぶん変わって

くるかと思う。

(会長) 「産後パパ育休」が創設され、育休とは別枠で、産後に柔軟に取得できる仕組みになったため、特に負担の重い産後早期に父親が取得できているかどうかは重要な点かもしれない。

(委員) 今後そういうデータ取って行って、分析していただければと思う。

(事務局) 取れるかどうかということも含めて、担当課と相談させていただきたいと思う。

(委員) 49 ページの 99 番で、令和6年度に「病児保育施設を 1 市整備」となっており、50 ページの 103 番で令和6年度「病児・病後児保育事業が 121 か所」になっているというデータがあるが、そのうち病児保育をやっているところは何か所あるか。

(事務局) 把握をしていないため、のちほど、メール等で共有させていただければと思う。

(委員) 共働きの家庭で、急に子どもが病気になったという時は、やはり病児保育でないと対応できないので、その辺り、進めていってもらえればと思う。

(委員) 22 ページからの「相談」のところで、相談件数は「延べ数」が記載されているのか。

(事務局) これは相談「延べ数」である。

(委員) 22 ページの表 2 の各項目について、1 回で複数の項目にまたがるようなご相談があったときは、複数の項目にチェックを入れて統計されているということか。

(事務局) 1回の相談について、主な相談はどれかということで統計をとっているもので、どれか一つである。

(委員) 24 ページの「DV 相談件数」について、令和 5 年度、滋賀県内で 1,337

件、令和6年度で1,390件となっており、22ページの「男女共同参画センター相談実績の推移」を見ると、令和6年度であれば、「DVが関わる相談」については899件、23ページの「県子ども家庭相談センターの女性相談の実績の推移」の令和5年であれば「夫等の暴力」のところで、令和5年697件である。令和5年同士の数字を足したものが24ページの令和5年度の数値になるというわけではないようであるが、数の関係はどのように理解したらよいか。

(事務局) 24ページの「DV相談件数」の令和6年度1,390件は、被害の相談件数で、男女共同参画センターと彦根、中央の3つの配偶者暴力相談支援センターで受けている相談件数の合計である。22ページの「男女共同参画センターの相談実績の推移」の、DVが関わる相談899件は、被害の相談だけではなく加害の相談も含めている件数である。23ページの子ども家庭相談センター(中央・彦根)の中の「夫等の暴力」の中にも、被害も加害も含まれている。最終、内閣府に報告するのは被害報告のみということになっており、関係性がわかりにくい、そういった状況である。

先ほどご質問いただいた、病児保育については19施設あるということがわかったのでご報告させていただく。ニーズに適切に応えられるように取組を進めたいと思う。

(会長) ここに掲載されているデータ以外にも、もっと詳細なデータがあるという理解でよいか。例えば、男女共同参画センターの相談実績も、加害・被害別の内訳や、相談者の実人数や、相談回数等を把握しているという理解でよいか。

(事務局) 加害、被害別のデータは把握している。一人について何回相談に来られたかというのは把握しており、実人数についても把握している。

(会長) せっかく詳細にデータを把握しているのであれば、それに基づいた施策展開は重要であると思う。例えば、南部と北部で男女共同参画の状況に地域差が見られるのであれば、北部地域における男女共同参画推進セミナーをより積極的に開催するなど、地域特性に応じた施策展開も検討できると考える。

(委員) G-NETでの相談実績の推移で、地域性がどれだけ読めるのかと思う。

G-NET は近江八幡にしかない施設で、子ども家庭相談センターは中央と彦根にあるが、傾向を見るときに、その立地はすごく影響すると思う。各市町にある窓口や男女共同参画センターとどのように情報共有していく体制にあるのか知りたいと思う。

(事務局)

市町との連携体制についてであるが、相談員さんに集まっていたいて年に4回勉強会をしたりネットワークを広げる取組を行っている。県社会福祉協議会さん等、相談を担っている組織の方にも参加いただいているところ。

男女共同参画センターの相談について、電話相談が9割弱というところであるが、どこの市町の方からの相談か確認をしているわけではない。本人がおっしゃる方もいるが、それ以外はわからないため、地域性の分析は難しい。月に2日、実施しているDV相談では、色々と事情も詳しく聞くこともあり、一定、地域性を把握できているところ。

(会長)

DV等は個人情報関係で地域性は見えにくいかもしれないが、他の事項に関して、データで地域性が見えてくれば、それに基づいた施策を考えていくことは可能であると思う。